

## 海津市ツアー造成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、海津市への観光客の誘致を促進し、交流人口の拡大による地域経済の活性化を図るため、観光を目的とした海津市以外から海津市を訪れるツアーを造成し、催行する旅行者に対して予算の範囲内において交付するツアー造成事業補助金(以下「補助金」という。)に関し、海津市補助金等交付規則(平成17年海津市規則第42号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、旅行業法(昭和27年法律第239号)の規定により旅行者登録簿に登録されている旅行者とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するツアーを造成し、催行する事業とする。

- (1) 海津市以外から海津市を訪れるツアーであって、バス1台当たり20人以上の参加者(乗務員及び添乗員を除く。)があること。
- (2) 海津市内の観光施設2か所以上及び道の駅1か所以上に立ち寄る周遊ツアーであること。
- (3) 旅行業法第12条の7に規定する募集型企画旅行に該当するツアーであること。
- (4) 他の自治体等から補助金又は助成金等を交付されていないこと。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、ツアーの発着地が東海三県の場合にはバス1台当たり10,000円とし、それ以外の地域の場合にはバス1台当たり20,000円とする。ただし、参加者募集に係る広告掲載活動を行い、ツアーの名称が海津市のPRにつながると認められる場合は、1回のツアーにつき10,000円を加算するものとする。

2 前項に規定する補助金の額は、一つのツアーにつき100,000円を、一営業所につき200,000円を限度とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする補助対象者(以下「申請者」という。)は、ツアー造成事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、ツアーの催行日の10日前までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業の実施要項及び計画書(旅行商品企画書)
- (2) 予定催行人数を記した書類、旅行行程、販売価格等が確認できる旅行商品パンフレット等の販売促進物(申請時に未作成である等の理由により提出ができない場合は、見本を提出し、作成後に速やかに提出すること。)
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、当該申請書の内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、ツアー造成事業補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により、速やかに申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の決定をした場合において、必要があるときは、条件を付することができる。

(変更等の承認)

第7条 補助金の交付の決定の通知を受けた申請者(以下「補助事業者」という。)は、前条第2項第1号又は第2号に規定する承認を受けようとするときは、あらかじめツアー造成事業補助金(変更・中止)承認申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請を認めるときは、ツアー造成事業補助金(変更・中止)承認通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から起算して30日を経過した日又はその年度の3月31日のいずれか早い日までに、ツアー造成事業補助金実績報告書(様式第5号)にツアー造成事業補助金実績証明書(様式第6号)その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第9条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合は、当該報告書に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定内容(第6条第2項第1号又は第2号の規定による承認を受けたときは、当該承認を受けた内容を含む。)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、ツアー造成事業補助金交付確定通知書(様式第7号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 補助金の交付の決定を受けた補助事業者が、補助金の支払を受けようとするときは、ツアー造成事業補助金交付請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(関係書類の整備)

第11条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支の状況を明らかにした帳簿、書類等を常に整備しておくとともに、補助事業が完了した日の属する会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(補則)

第12条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。